

1. 「生きる力」と「社会に開かれた教育課程」

学校教育の基本となる学習指導要領は、10年ごとに改訂されますが、過去20年間、そしてこれからの10年間も、基本の理念は「**生きる力**」で変わりません。



「生きる力」とは？

- ① 基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力
- ② 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- ③ たくましく生きるための健康や体力など

「生きる力」の育成は、学校だけではできません。子供たちが属する地域や社会との交流が不可欠です。地域の子供たちを、地域の社会が育てていく「**社会総掛かりの対応**」が必要です。これらを実現するために、これからの教育課程（学校の総合計画）に求められているものは、「**社会に開かれた教育課程**」です。

「社会に開かれた教育課程」とは？

- ① よりよい社会づくりのために地域の担い手を育てるという理念を教育課程を介して地域と共有する。
- ② そのために必要な社会とのかかわりあう力を教育課程において明確化する。
- ③ 実施にあたっては、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携等を通して実現する。

2. 「地域とともにある学校」

地域の未来を担う子供たちを育成するために、今、従来の学校からの転換が求められています。それは、学校が地域と一体になって子供たちを育むことです。今までも、学校・地域の連携は進められてきましたが、一步踏み込んで、「地域でどんな子供を育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを地域住民と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「**地域とともにある学校**」へと転換することです。

具体的には、学校運営に地域住民や保護者等が参画することを通じて、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域の求めているものを的確に反映させること。（「社会に開かれた教育課程」）そして、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことです。

地域とともにある学校が備えるべき3つの機能

「熟議（じゅくぎ）」

関係者が皆当事者意識を持ち、共通の目標・ビジョンを持って一体となって地域の子供たちを育んでいくことです。子供たちの豊かな育ちを確保するとともに、そこに加わる大人たちの成長も促し、ひいては地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てていくことにもつながります。

「協働（きょうどう）」

「熟議」の実施を通して、学校と地域の信頼関係を構築した上で、学校運営に地域の人々が「参画」し、共通の目標に向けて協力して取り組んでいくことです。

「マネジメント」

その中核となる学校が校長のリーダーシップのもと、目指すべきビジョンの達成に向かって地域との関係を構築し、地域人材や資源等を活用して学校運営を行っていくことです。

3. 大人も子供も学び合い育ち合う教育体制の構築

子供を軸に据え、学校や様々な関係機関・団体が協力して、大人と子供と一緒に学ぶ場や機会を提供することにより、従来からの「地域の教育力を生かした、子供たちへの学習支援」に止まらない効果が期待できます。大人も子供と一緒に学習する中で、大人同士の絆が深まり、子供たちは大人の学ぶ姿を見て、学習の本来の目的を知り、学習意欲を高めることが期待されます。また、子供たちの教育とともに地域の課題解決に関して共に学ぶことにもなり、生涯学習と地域のコミュニティづくりにも結びつくと考えられます。



4. 学校を核とした地域づくり(次世代の学校・地域創生)

「**学校を核とした地域づくり**」を推進していくことは、子供たちに地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図ることができます。地域住民が学校を核とした連携・協働の取組に参画することは、住民一人一人の活躍の場を創出し、まちに活力を生み出します。さらに、安心して子供たちを育てられる環境を整備することは、その地域自身の魅力となり、地域に若い世代を呼び込み、「地域創生」の実現につながります。また、子供たちも、総合的な学習の時間や、放課後・土曜日、夏季休業中等の教育活動等を通じて地域に出向き、地域で学ぶ、あるいは、地域課題の解決に向けて学校・子供たちが積極的に貢献するなど、双方向の関係づくりが期待されます。

5. コミュニティ・スクールと地域学校協働本部

「地域学校協働本部」とは？

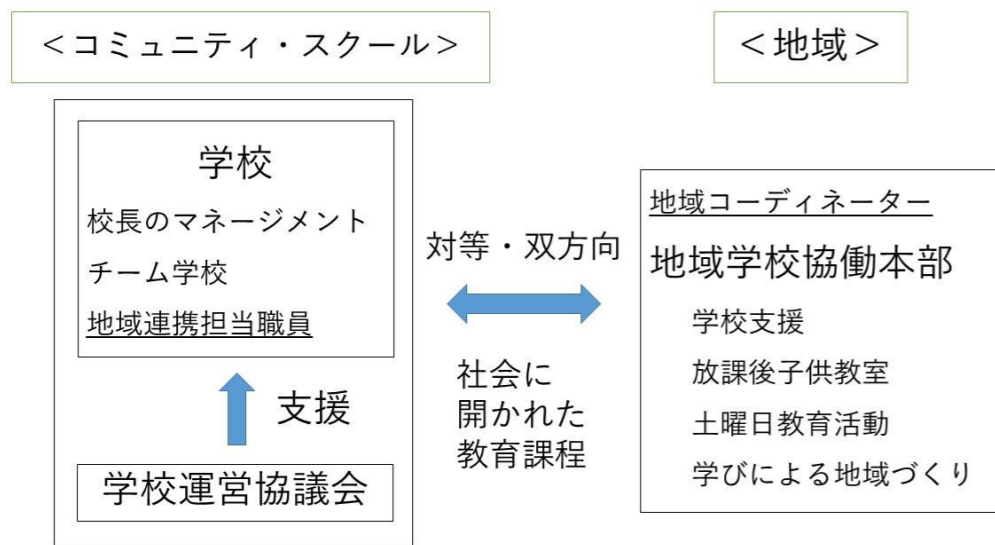
幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、「社会教育法」を改正し、設けられました。

従来の「学校支援地域本部」がそれぞれの活動ごとにコーディネートされ、必ずしも横のつながりが十分でなかったことなどから、「**地域学校協働本部**」に統合されました。

地域コーディネーター、統括コーディネーターやその経験者、PTA 関係者・経験者、退職教職員、自治会・青年会等関係者、公民館等社会教育施設関係者等が「地域学校協働活動推進員」となります。

子供たちのために、また、地域創生の実現のために、「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働本部」が両輪となって取り組んでいくことで、大きな効果を発揮することができます。

そのためには、「地域学校協働本部」の推進員が、「学校運営協議会」の委員として活動したり、「学校運営協議会」の委員が、「地域学校協働本部」における企画調整に携わったりするなど、それぞれの経験や考え方をお互いに生かしながら取り組むことが大切です。



- これらの内容につきましては、中央教育審議会答申（平成 27 年 12 月）等を参考にしています。インターネットの文部科学省のホームページから閲覧することができます。また、秩父市教育委員会のホームページからもたどっていくことができます。



秩父市教育委員会学校教育課

電話 0494-25-5228 ホームページ <http://www.city.chichibu.lg.jp/1900.html>

コミュニティ・スクールをよりよく知るために

～コミュニティ・スクール導入の背景～

コミュニティ・スクールの目指すもの

コミュニティ・スクールの理念は、将来の地域を担う子供たちを、学校だけでなく地域全体で育てていくことにあります。そこには、地域社会からの学校への協力や支援だけでなく、学校が地域社会に貢献するという双方向の関係づくりがあります。

コミュニティ・スクールの導入を通して、従来の学校から一歩踏み出して、学校と家庭・地域社会との双方向の関係をつくり、「社会総掛かり」の取組を進めることにより、子供たちの健全な育成と地域のコミュニティづくりに大きな効果が期待されます。



秩父市では、平成 30 年度中に、市内すべての小・中学校にコミュニティ・スクールの設置を進めています。

秩父市教育委員会